

「成田メール」

郵便局で申請できます

市内の郵便局から住民票と戸籍の謄本・抄本の申請ができます。「成田メール」という制度で、請求できるものは左表のとおりです。

請求できるもの	住民票	戸籍の謄本・抄本
請求できる人	本人か本人と同一世帯の人	本人か本人と同一戸籍の人
手数料(1通)	300円	450円

印鑑証明や除籍謄本などは請求できません。また、土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日については、ご利用できません。

●手続きの方法

- ①印鑑を持って市内の郵便局へ
- ②郵便局に置いてある「成田メール」

「成田メール」専用の申請書と往信用・返信用の封筒に必要事項を記入して切手を張る

- ③手数料として郵便局の定額小為替を必要な金額分だけ買って同封して投かん
- ④申請のあった書類を市民課で作成し、同封の返信用封筒で自宅へ返送。通常、3～4日で届きます

※くわしくは市民課(☎20-15225)へ。

確定申告用おむつ使用確認書

市で発行します

介護保険の要介護認定を受けておむつを使用している人が、確定申告で医療費控除を受ける場合に、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「おむつ使用確認書」を使用することができます。ただし、次の要件を満たしている

ることが必要です。

- 平成18年中に要介護認定を受けていること
- 要介護認定のための主治医意見書で、寝たきり状態にあること
- および尿失禁の発生可能性が確認できること

○おむつ代の医療費控除を受けるのが、2回目以降(初めての人は医師の証明が必要であること)

※確認書の交付についてくわしくは介護保険課(☎20-15445)、医療費控除については税務課(☎20-15113)へ。

千葉県最低賃金・産業別最低賃金

改正・決定しました

県内すべての事業所で働く労働者(パート・アルバイトを含む)に適用される「千葉県最低賃金」がことし10月1日から改正されました。また、特定の業種の事業所で働く労働者に適用される「産業別最低賃金」も12月25日から改正され、それぞれ右下表のとおりとなりました。なお、この最低賃金額には、精

千葉県最低賃金	687円
調味料製造業	775円
鉄鋼業	806円
一般機械器具製造業	794円
電子機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	791円
精密機械器具製造業	776円
各種商品小売業	756円
自動車(新車)小売業	786円

皆勤手当・通勤手当・家族手当・賞与・時間外手当・深夜手当などは含まれません。

※くわしくは千葉労働局労働基準部賃金室(☎043-221-2328)または成田労働基準監督署(☎22-5666)へ。

中小企業退職金共済

加入事業主に補助金が

- 補助対象 平成18年1月1日～12月31日に中小企業退職金共済掛金を支払った事業主
- 補助率 共済制度に加入した月から12カ月は20%、13カ月～60

1月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
1月9日(火)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後11時 ～ 翌午前5時
1月10日(水)	並木町(沢山)地区	
1月11日(木)	飯田町地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

※くわしくは同課(☎20-1540)へ。

- 月額は10%
- 限度額 年額12,000円(従業員1人当たり)
- 申請方法 1月31日(水)までに所定の申請書・支払明細書などを商工観光課へ

# 「急ぐほどはじきごと」 110番

110番は、警察に連絡するための緊急電話です。

事件・事故に遭ったときや見たときは、ためらわずに110番してください。

また、指名手配被疑者に似た人を見つけたなど、どんなささいな情報でも結構ですので、積極的に通報するようにお願いします。

○「事件かな」と思ったら迷わず110番を

○犯罪について知っていることは積極的に通報を

○聞き込み捜査にご協力を  
○被害に遭ったときは必ず届け出を



○オウム真理教特別手配についての情報は ☎0120・006・024へ

110番が早ければ早いほど犯人を捕まえる確率が高くなり、被害の拡大防止にもつながります。

110番センターでは、通報を聞きながら同時にパトカーや交番の警察官に無線で指令しますので、落ち着いて話してください。

※くわしくは成田警察署(☎27-0110)へ。

## 総合労働相談コーナー

### 職場でのトラブルなど 解決へのお手伝いをします

解雇や配置転換、賃下げ、セクハラやいじめなど、労使間のトラブルで悩んでいませんか？

千葉労働局では、総合労働相談コーナーを設置し、労働者や事業主の皆さんからの相談を受けたり、情報を提供したりしています。

●日時 月々金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

## ●場所

○千葉労働局総合労働相談コーナー(千葉市中央区・☎043・221・2303)

○千葉駅前総合労働相談コーナー(千葉市中央区・☎0120・250・650)

○成田総合労働相談コーナー(成田労働基準監督署内・東和田・☎22・5666)

※くわしくは千葉労働局総務部企画室(☎043-2221-2303)へ。

## アイドリング・ストップ

### 自動車を駐車したら エンジンを停止

千葉県環境保全条例により、自動車を駐車したときには、速やかにエンジンを停止することが義務付けられています。また、20台以上駐車できる駐車場の設置者や管理者は、看板の掲示などにより、アイドリング・ストップの周知をしなければなりません。

不要なアイドリングは燃料を余分に消費し、地球温暖化や大気汚染の原因になるとともに、近隣への騒音にもなります。

大気汚染の改善、地球温暖化の防止、騒音の防止、燃料の節約の

ためにアイドリング・ストップをしましょう。

※くわしくは県大気保全課(☎043-2223-3810)へ。

## 冬季の水道

### 水道管の凍結には 十分気を付けて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。

凍結を防ぐには布・フェルトなどの保温材で保護するのが一番です。特に屋外に露出している水道管には次のような注意が必要です。

○凍結したら：水道管に直接熱湯をかけないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください

○破裂したら：メーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)してください

※くわしくは市水道部(☎22-0269)へ。ニュータウン地区の水道の修繕については、県水道局成田支所(☎27-2232)へ。

## 家庭裁判所の補導委託制度

### ご協力いただける ボランティアを求めています

補導委託とは、家庭裁判所が少年の最終的な処分を決める前に、民間のボランティアの人たちに非行のあった少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら生活指導をしてもらうという制度です。少年を家庭的な環境に置き、環境を変えて規則正しい生活習慣を身に付けさせることにより、再非行に及ぶことを防ぐことを目的としています。

家庭裁判所では、必要ときに適切な補導委託先に少年を預けることができるように、補導委託先になつていただけるボランティアを求めています。

※くわしくは千葉家庭裁判所(☎043-2222-0165) または最高裁判所事務総局家庭局第二課少年調査係(☎03-3264-8111内線4432)へ。

